

## 令和5年度簡易専用水道施設検査について(ご案内)

設置者各位におかれましては、日頃より衛生的な飲料水を確保するため施設の十分な衛生管理が行われていることとは存じますが、水道法34条の第2条2項の規定により、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で1年ごとに1回、定期的に検査を受けなければならないとされておりまして。

当協会では、下記により令和5年度の施設検査を実施いたしますので、ぜひお申し込みください。

### 記

#### 1. 検査項目

- (1) 現場検査の場合：施設の外觀検査、給水栓の水質検査、書類の整理等に関する検査
- (2) 提出書類検査の場合：簡易専用水道管理状況票及び添付書類による検査

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）が適用される特定建築物の場合は、(1) 現場検査のほかに、(2) の提出書類検査を選ぶことができます。その他の施設は(1) 現場検査のみとなります。

#### 2. 申込方法

公益財団法人福島県保健衛生協会ホームページより現場検査受検施設は「検査依頼書」を提出書類検査受検施設は「検査依頼書」と「簡易専用水道の管理状況票」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ下記の申込先へメールにて送付願います。なお、郵送・FAXによるお申し込みも可能です。申込後、日程については当協会よりご連絡いたします。

#### 3. 検査料金

現場検査：1施設 17,000円(税抜き)  
書類検査：1施設 4,000円(税抜き)

#### 4. 検査申込期間

令和5年3月10日(金)～令和6年3月1日(金)

#### 5. 申込先

厚生労働大臣登録機関

公益財団法人福島県保健衛生協会 環境衛生課

〒960-8550 福島市方木田字水戸内19-6

メールアドレス：kansui34@fhk.or.jp

電話：024-546-0561

FAX：024-546-0400

**\*ご不明な点は遠慮なくご連絡ください。**